

(参考)

地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、選考を受けることができません。

<記入上の注意事項>

- 1 青か黒のペン又はボールペンで記入してください。
- 2 年齢は、**令和5年6月1日現在**で記入してください。
- 3 現住所・郵送先
 - (1) 連絡先は、確実に連絡が取れる電話番号を2か所記入してください（携帯電話や実家等で伝言を依頼できるところを含む）。
 - (2) 郵送先欄には、受験票や結果通知等を現住所以外へ希望する人のみ記入してください。
- 4 郵送により受験の申込みをする場合は、封筒表面に「採用選考（事務）申込書在中」と赤字で明記し、**簡易書留で郵送してください。**
簡易書留によらないものの事故については、責任を負いません。